『安全の見える化運動』の取組を!

視覚にに訴える分かり易い安全への現場における取組 大分労働局・各労働基準監督署

『安全の見える化運動』とは

現場での様々な安全を「見える化」することにより、視覚からの「見える」ことがきっかけとなって、心の中に「気づき」が生まれ、見える前とは異なる「思考」や「対話」、「行動」等が生み出され、より一層の安全を優先させる意識や行動が高まるものと考えられます。

『安全の見える化運動』は、様々な観点での取組が考えられます。

第一に、通常、視覚的に捉えられない危険・有害性を作業者に対して可視化〔見える化(見える、見えるようにする、なかなか見えないものを容易に見せるようにする)〕することです。作業者が労働災害に対する認識を共有したり、それぞれの現場での危険予知活動が活発化することが期待されます。

第二に、行うべき安全衛生活動を作業現場で見えるように示すことです。各作業者自らが行うべき安全衛生活動への意識が高まることが期待されます。また、これら「見える化」に取り組む過程で、全作業者が参加することにより、作業者全体に広く安全衛生意識が共有されることが期待されます。

第三に、『安全の見える化運動』の「安全」は、労働災害を防止するため、機械・設備、仮設物、危険・有害性等の「ハード面」と安全衛生管理体制、安全衛生教育、安全衛生活動等の「ソフト面」との両面を含んだ取組を行う必要があります。

『安全の見える化運動』は、現場に潜む危険・有害性を目に見える形での注意喚起によって効果的に安全衛生活動を展開する取組で、誰でも参加でき、事業場の規模、業種等に関係なく取り組めます。

『安全の見える化運動』を取り組む企業では、労働災害防止への関心を働く人々に持たせるきっかけとなり、 労使が一体となった取組により危険個所の認識が容易に共有されるとともに、他の管理監督者等も安全な作業 の遂行状況の確認が明確になり、さらなる取組の活性化に繋がります。

<u>(1) 「トップの所信表明」・「トップの安全宣言」の見える化</u>

労働災害の防止及び快適な職場環境の形成のためには、最低基準の法令遵守は当然のことですが、経営トップ自らがその所信表明・安全宣言することにより、労使双方が労働災害防止のための共通認識を持ち、一丸となって取り組むものです。

このため、事業場の労働災害防止活動の現状と将来のあるべき姿を確認の上、最終の到達点をめざし、トップ自らが「安全衛生方針」を表明します。

決定の手順: 事業場の現状把握 経営等トップで検討 トップの責任の決定 公開

事業場の安全宣言の事例

【 運送会社のトップ所信表明事例 】

輸送の安全を追求する姿勢が企業イメージを向上させ、労働災害・事故・クレームの撲滅が効率的な輸送を可能にする。また、その実現が社員の生活向上につながるものと信じます。

目標の達成・計画の実行に向け、全社一 丸となって取り組む決意です。 方策

当社の最重要課題は「安全」であることを認識します。

「安全」を達成するために「安全目標」を設定します。

当社は、労働安全法令、運輸関連法令の遵守を確実にします。

平成 年 月 運輸株式会社 代表取締役

厚生労働省・大分労働局のホームページに掲載

厚生労働省の「あんぜんプロジェクト」とは労働災害のない日本を目指して、働く方の安全確保に真剣に取り組み、「働く人」 「企業」「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。

また、県内の事業場の経営トップが「経営トップの安全衛生に関する所信表明」を、大分労働局ホームページで公表できます。現在、100以上の事業場が掲載されています。

<u>厚生労働省ホーム</u> ページ内目印は● **ぶ** あんぜんプロジェクト

<u>大分労働局ホーム</u> ページ内目印は●

経営トップの 安全衛生に関する 所信表明

(2) 「危険・有害性」の見える化

危険・有害性のある場所、機械・設備、作業の危険・有害性の特定、安全衛生上配慮の必要な作業者等について、確認ポイントの語句、図示、写真、光、音等で注意喚起を行うことにより、その場所への接近、その機械・設備の使用、作業の実施等に当たっての安全衛生対策の徹底を図るものです。



現場内の各区域の危険度 をコーンの色で区別してい る



工場内の通路の交差点で、安全確認 をするミラーを設置している



道路危険マップを表示をしている



脚立に天板上で作業することを禁止 する札を取り付けている



埋設管があることが分かる ように表示している



暗い場所、暗い時間帯にあっても、作業 員の存在が認識できるよう、ヘルメットに ライトを装着している



移動式クレーンの旋回範囲を柵で 区画することにより明確にしている



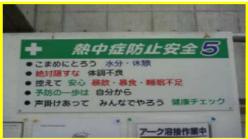
安全通路を明確にしている



足下の段差を表示している

熱中症予防のため、当日のWBG T値(暑さ指数)を掲示して、作業 員に注意を促している





(3) 「安全ルール」の見える化

通常作業における作業手順、確認ポイント等を語句、図示、写真、光、音等で注意喚起することにより労働者の遵守事項を表示し、安全衛生対策の徹底を図るものです。

作業者における省略・短絡行動等のルール違反を防止するためには、「安全ルール」の見える化が一つの方法としてあります。これは、作業者の気付き、感受性の向上等につながります。また、作業者だけでなく他の者にも見えることによって、作業者はルールを守る行動に徹することとなります。









クレーン作業等がある現場で、風速が判別し やすいよう目安を掲示している



トラックの車体に確認事項を貼付している



保護具の着用方法を掲示している



安全五項目

- ※ 危険箇所見つけたら即改善。
- ※ 機械から降りる際はエンジン停止。
- ※ 合図・誘導は選任者の努め。
- ※ 共同作業は、合図の確認。
- ※ お互い声掛け合い、注意喚起。

安全5項目を現場の見やすい場所に



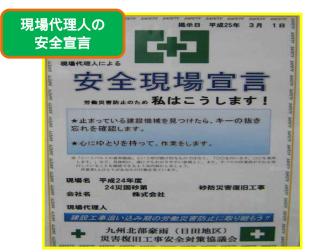
騒音測定位置を記している

階段通行時のルー ルを掲示している

(4) 「私の安全宣言」の見える化

各作業者が取り組む安全衛生に係る遵守すべき事項について、業種、作業内容、事業場内 における役割等に応じた安全宣言を表明の上、その内容を書面による掲示、保護帽等への貼 付等を行い、広く宣言するものです。

各作業者が安全衛生行動等を宣言することは、経営トップから押し付けられている行動ではなく、個人個人 が自覚と責任を持った自主的な行動となるものです。







機械ごとに運転手 を明確にするとと もに、運転手の宣 言を機体に貼付し ている









付している

3 その他留意すべき事項

『安全の見える化運動』だけを実施したとしても、十分な対策とはなりません。

労働災害防止対策は、物・人・組織の管理が基本であり、安全衛生管理体制の確立、機械設備に対する安全措 置、作業の安全化、安全衛生教育等を的確に実施することが重要です。

また、作業者同士が名前で呼び合う『「ご安全に!!」の"愛"言葉の声掛け運動』も併せて展開しています。

この声掛け運動は、個々の労働者同士の仲間意識が芽生えるとともに、安全衛生意識の高揚が期待できます。 このため、声掛け運動にも積極的に取組み、現場の安全確保に努めましょう。ご安全に / /